

青梅市告示第103号

青梅市墓地公園条例（平成31年条例第11号。以下「条例」という。）  
第20条第1項本文および青梅市墓地公園条例施行規則（平成31年規則  
第14号。以下「施行規則」という。）第25条の規定にもとづき、下記の  
とおり樹林墓地の使用申込者を募集する。

令和8年6月15日

青梅市長 大勢待 利 明

記

1 募集の数および使用料

募集の数および使用料は次のとおりとする。

なお、申込区分ごとの募集予定数に対して申込数が満たない場合は、  
余った枠を他の申込区分へ振り替える。

No.	申込区分	募集予定数	使用料
1	焼骨所持1体	30体	131,000円
2	焼骨所持2体	10体	262,000円
3	焼骨所持1体および生前1人	26体	262,000円
4	生前1人	10体	131,000円
5	生前2人	24体	262,000円

2 使用申込者資格

(1) 埋蔵しようとする焼骨を現に所持している者は、次の条件を全て満  
たしていること。

ア 申込者と埋蔵しようとする焼骨との関係が次のいずれかに該当す  
ること。

(ア) 6親等以内の血族

- (イ) 配偶者
- (ウ) 3親等以内の姻族
- (エ) 養父母または養子
- (オ) その他市長が特に認めたもの

イ 令和5年4月1日以前から引き続いて青梅市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）にもとづき、青梅市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 埋蔵しようとする焼骨を現に所持していない者は、次の条件を全て満たしていること。

ア 申込者が自己のために使用する目的（申込者自身の埋蔵が目的）であること。

イ 令和5年4月1日以前から引き続いて青梅市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法にもとづき、青梅市の住民基本台帳に記録されていること。

ウ 申込者の生年月日が昭和36年4月1日以前であること。

### 3 使用申込期間

令和8年7月1日（水）から同年7月15日（水）まで

（直接持参する場合の受付時間は平日午前8時30分から午後5時まで）

以 上